

監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、産業経済部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

令和元年度 産業経済部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

令和元年11月12日（火）、13日（水）

2 監査の対象

産業経済部

商工貿易振興課（企業誘致室、きらめきみなと館、敦賀赤レンガ倉庫）、農林水産振興課（農業基盤整備室、有害鳥獣対策室、公設地方卸売市場、黒河農村ふれあい会館、農産物直売所、野坂いこいの森）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 外郭団体の現金出納事務について

事務局を担当する外郭団体の現金出納について、預金通帳の摘要欄等に明細を記入し現金の出入りを明確に整理するとともに、関係資料と突合することにより、適正な管理に努めていただきたい。

(2) リスク管理について

リスク管理について、現金の取扱いや予算の適正執行に係るリスクのみならず、各課等それぞれの業務において想定されるリスクについて認識するとともに、リスク回避や対策を講じる等、適切なリスク管理に努めていただきたい。